

## 日本労働年鑑 第27集 1955年版

The Labour Year Book of Japan 1955

## 第二部 労働運動

## 第三編 農民運動

## 第三章 軍事基地のための土地接收反対その他の土地闘争

## 第二節 接收反対運動

米軍、保安隊の演習場、飛行場、射撃場等のための土地取上げに対し、伊良湖崎、内灘、妙義、浅間、十勝、日本原その他各地にはげしい反対運動が展開された。(内灘、妙義については第四編第二章を見よ)。つぎにそれらのうち代表的なものとして浅間、日本原、十勝の闘争経過を見よう。

## 浅間山基地反対闘争

日米合同委員会では群馬県妙義山一帯と共に、長野県浅間山麓をアメリカ陸軍演習用地に指定し、四月二日リンク中佐は農林省係官、県開拓課長、国警・地警、地元農委など五〇名と一諸に軽井沢町に到着、演習地案を町当局に提示した。その内容は、

- (一) 米軍に東洋の山岳を認識さすため訓練する。
- (二) 岩のぼり、河川渡航、耐寒訓練などを行い、空砲三〇ミリ口径を使用する。
- (三) 地元民の生業は妨げない、演習地への立入りはみとめる。
- (四) 車両運転には現在の道を使用する。
- (五) 毎週六日間使用する。期限は無期限とする。

これに対し町長は、この地区が国立公園法指定区域であり、野鳥保護区域であること等を理由に拒絶したが、その後軽井沢、小沼、北大井、小諸、大里等の各町村会でも反対を決議した。

しかし米軍当局の強硬な要求はその後もつづけられた。五月三日軽井沢町民大会では絶対反対を決議し、県労働組合評議会、教員組合、青年団も一様に拒否の態度を決定、五月一日メーデー集会(県下一四カ所)はいずれも演習地指定反対を決議した。また浅間山麓にある地震研究所は「演習地になれば観測は全く出来ない」との見解を発表、地震学会総会では演習地指定反対の決議を行った。

基地反対闘争はますます拡大し、組織されて行った。五月一四日には県労農団体協議会の指導のもとに、県評、日農、農民連盟、開拓連、共産、左社、青年団等の代表がバスに乗って軽井沢町を行進し町民の基地反対運動を激励した。この動きの中で、軽井沢町長外数名が五二年二月に演習場設置を政府に願っていた事実が明らかにされ、町民の憤激にあつて遂に町長は辞職するに至った。さらに五月二七日には長野市で七一団体二〇〇名の参加で演習地反対代表者会議が開催され、次の諸事項が決定された。

- (一) 県一本の反対期成同盟を組織すること。
- (二) 一〇〇万人の署名を集めること。
- (三) 六月七日現地で県民大会を持つ。

六月一日には反対期成同盟の代表八〇名が外務省に岡崎外相、伊関国際協力局長を訪問、強硬な反対陳情を行った。また浅間山麓に入植している大日向開拓組合ほか数組合は五月二七日の総会で絶対反対を決議、六月一日には代表が衆院議長に面会して決議文を手交した。

なお六月一日提出された陳情書は次の通りである。

(陳情書)

浅間山及び軽井沢周辺を米軍の演習地とすることに対して、長野県民は断乎として反対するものです。何故反対するか、第一には浅間山に在る火山観測所の科学上の研究が全く不可能になること、第二には、国立公園としての浅間の性格や平和的文化都市としての軽井沢の性格が根本から破壊されること、第三には風紀が乱され正常なる教育がメチャメチャになること、第四には附近住民の経済が破壊されること、特に浅間山麓一帯には三〇〇戸の開拓農民が入植しており、富士山麓の梨ヶ原開拓地の二の舞にならぬ様。

これらの理由により、長野県下七二団体の代表者会議は、去る五月二七日に満場一致を以て絶対反対を決議し、また、長野県議会も同じ日に決議をもって絶対反対の態度を明らかにしました。これらによって長野県二〇〇万県民の意志はすでに明らかです。

私たちは貴下が、長野県民のこの意志を尊重し、浅間山および軽井沢周辺に演習地を設置することを希望する米軍に対して、断乎反対の態度を表明されるよう切望してやまないものです。

右陳情いたします。  
一九五三年六月一日  
長野県浅間山演習地化反対期成同盟  
長野県開拓者連盟

六月七日、ムシロ旗を先頭に労農市民各団体の代表は続々沓掛駅に到着、県民大会会場には二千余名が出席した。午後一時半、小山反対期成同盟会長(改進黨)のあいさつに始まり、約一時間にわたり代表者間に討議が行われた。当日大会の決議事項は、

- (一) 立場は反対でも演習地化反対で一致する総ての人をふくむ運動にする。
- (二) 特定政党の運動でなく一大県民運動とする。
- (三) 万一強行されたばあい、労働者は職場を放棄し、農民はスキクワをもってたたかう。
- (四) 反対期成同盟を強化する。

浅間山麓演習地反対運動は、その後東京における各学界、学生団体によっても広汎に行われ、遂に演習地設定はとりやめとなった。

#### 十勝山麓演習場土地取上げ反対闘争

北海道旭川市には一九五二年以来保安隊第二総監部が設置され約一万人の保安隊員が常駐しているが、その総合演習場として十勝山麓三富良野町村の約一万町歩の山林、田畑が取上げられようとしているので、五二年末より同地区の労働組合農民団体等により取上げ反対の運動が始めら

れた。この接收は第二総監部、保安隊、開拓用地課、営林署の間に話がすすめられたが、町村当局の反対にあつて取上げ面積を五一五〇町歩に減らすにいたつた。この予定地には、畑二八〇町、農家戸数三五戸、ほかに開拓地三七七町、民有地三〇三三町、国有林一七四〇町歩がふくまれている。しかもこの山麓の山林は三富良野の水田六〇〇〇町歩の水源地になっており、演習地として使用されると農耕の被害が大きいので道庁開拓部も反対しているといわれた。

しかし本年六月中旬には部落の地主と話合つて保安隊は戦車をのり入れ演習をはじめており、現地農民の不満をまねいているが、同時に火山灰地帯で生活の苦しいことから、貧農の一部にはこの際補償さえうければ立退いてもいい、との声もあり、問題は決して単純ではない。「農民運動資料」第五九号(一九五三年八月)は日農北海道連よりの通信としてこの土地取上げ反対の闘争をつぎのように報じている。

六月三〇日、共産党富良野地区委員会主催による基地反対演説会には百余名参加し、大会の名で次の三つの事項を決議した。

- 1 町会は秘密交渉をすぐ止めて全町民に今までの交渉経過と被害状況について公開せよ。
- 2 町長、町議会は三町村の一切の団体によびかけ、その先頭に立って演習場反対の決議をして行動をおこせ。
- 3 道知事、道議等、政党、労働団体はこの反対決議を行い、現地農民の生活擁護土地解放の闘いを支援してもらいたい。

これを直ちに実行に移すことで、日農、農民同盟が話し合いをはじめた。社会党、共産党はすでに現地に調査団をおくり、現地での懇談会の準備をはじめた。

七月四日の旭川で開かれた農民団体有志懇談会では(社、共、日農、農民同盟)、この闘いをたんに富良野村農民だけの問題にせず全地域の再軍備反対勢力を結集し、現地農民の土地を守る闘いを応援し、アメリカの日本支配、軍事基地化を統一行動で粉碎すべきことが確認され、旭労をはじめ地区労協に共闘してトラック応援隊を送ろうと決定された。

中富良野出身の田呂(改)は先に富良野川改修工事反対の闘いでふきあげられたが、今度はいよいよ郷土がめっちゃめっちゃになることであり、『いままでのいきがかりを捨てて、あらゆる政党は一致して闘うべきだ』と語って、共、社と一緒に闘おうとしている。日農北連は七月二二日に、中富良野で演説会を開く計画を進めている。一方学芸大学の研究グループは夏期休暇を利用して、富良野に調査に入ることを内定した。

北海道の内灘として全町民が反対して、道議会でも反対決議した日高門別、函館大島の闘いととも、上川地方においても富良野演習場反対闘争が激しくとりくまれて、北海道の反軍事基地化闘争は全道的に、大きく火がつき始めた。

日農北連ニュース第一五号(七月一五日)の伝えるところによれば、この十勝山麓取上げ問題の裏面に石川参院議員と地元ボスが動いているといわれる。すなわち石川参議らは政府当局に対し、(一)地域を四〇〇〇町歩にすること、(二)農地も除外しないこと、(三)立木は伐採しないこと、(四)悪水は十勝地帯へ回流すること等の条件で取上げに賛成の意思表示をしたという。しかし一方、農民側においても四五戸をのぞいてこの軍事演習地取上げに対し、独自に反対運動に立ちあがるものは無く、日農、農民同盟、開拓連などは歩調をそろえて慎重に統一行動を組織している。

発行 1954年11月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2001年10月16日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1955年版(第27集)【目次】 次のページ→ ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---